

令和6年度香川県介護に関する入門的研修事業業務仕様書

1 業務名

令和6年度香川県介護に関する入門的研修事業

2 業務の目的

これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう香川県介護に関する入門的研修（以下「研修」という。）を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

4 委託業務実施場所

香川県内

5 委託業務（研修の実施）の概要

(1) 開催方法等

- ・集合形式で開催すること。
- ・契約期間内（令和7年3月15日まで）に県内で4回（高松地区2回、中讃地区1回、西讃地区1回）開催すること。
- ・別添「研修内容及び時間数等」に沿って、研修日数と研修時間を決めること。

(2) 研修日程

- ・別添「研修内容及び時間数等」に沿って、研修日程を組むこと。
- ・土曜日・日曜日に日程を組むなど、受講しやすい日程とすること。
- ・地区内で日程が重なることのないようにすること。
- ・研修後、希望者には就労マッチング支援を行うため、香川県福祉人材センターからの説明に要する時間（20分程度）を設けること。

【研修日程の例】

地区		高松地区	中讃地区	西讃地区
会場		●●	●●	●●
研修科目	基礎講座	8/21(日)	10/8(土)	1/15(日)
	入門講座①	8/27(土)	11/12(土)	1/22(日)
	入門講座②	8/28(日)	12/10(土)	1/29(日)

(3) 受講者

香川県内の概ね16歳以上で、介護業務に関心があり、全ての課程を受講できる者。

（企業等で定年退職を予定している者、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民、学生など）

(4) 受講定員

各会場20名程度

各会場の収容人数の半数を目安とし、会場ごとに異なる定員を設定して差し支えない。

(5) 受講料

無料

(6) 募集方法

一般公募

6 委託業務の内容

(1) 企画

● 研修内容の企画・立案

資料2「香川県介護に関する入門的研修事業実施要綱」別表「研修内容及び時間数」に沿った研修を実施すること。

受講者が意欲的に参加できるように、研修内容の組み合わせの工夫（午前は座学、午後は実技）などを行うこと。

● 講師等の選定、依頼

県内の学識経験を有する者など研修の趣旨や目的を的確に理解し、別添「研修内容及び時間数等」に沿った研修内容を適切に実施できる講師を選定すること。また、実技については講師に加え、受講者4～6名につき1名の補助員を配置すること。

● 会場の選定

● 実施に当たって必要なスケジュール作成及び進行管理

● 受講者募集に関する広報の企画・計画

広報に使用するチラシ（A3両面、オールカラー）を5000部以上作成すること。うち3300部は県が広報に使用する。

県が指定する送付先へのチラシの送付（各職業安定所（高松及び仕事プラザ30部、その他6カ所15部））に加え、県内全域に広く周知できるよう効果的に広報すること。

四国新聞発行の健康新聞に広告を2回掲載すること。（記事下5段1/2、フルカラー）

● 申込方法の検討

受講希望者がオンラインを活用するなど比較的簡単に申し込めるような方法を検討すること。

● 受講決定の方法及び通知方法の検討

● 研修に必要な備品及び消耗品等の検討

円滑な研修を実施するために必要な数量を準備すること。

研修会場までの備品等の運搬、備品等の保管場所は受託者において対応・確保すること。

(2) 事前準備

● 講師及び補助員の依頼

● 研修資料の作成・印刷

● 会場設備（マイク、机、椅子等）の手配

● パソコン、プロジェクター、スクリーン等必要機材の手配

● 受講者募集の広報（ホームページ掲載、募集チラシ配布等）

● 受講者の申込受付、名簿作成

定員が超過した場合、今後県内の介護保険サービス事業所等で介護業務に従事する予定のある者を優先して受け付けること。

- アンケートの作成
- 修了証明書の印刷等

(3) 当日の運営

- 会場設営、必要機材設置
- 講師及び補助員の対応（謝金、旅費の支払い等）
- 研修の運営（司会進行、オンライン対応等）
- 運営スタッフ等の配置
- 受講者の受付、出欠確認

研修の初日は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等の公的証明書）で、本人確認を行うこと。（マイナンバーカードは不可）

- 資料配布
- アンケート実施、回収
- 修了証明書の交付
- 研修で生じた廃棄物の処分

(4) 研修終了後

- 修了者名簿の作成及びデータによる提出
- アンケート集計・分析
- 実績報告書作成

(5) 業務全般

- 研修に係る問い合わせに対する対応
- 業務の目的を達するために必要な事項
事前に香川県（以下「県」という。）と協議すること。

7 委託業務に係る留意事項

(1) 本業務は、資料1「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び資料2「香川県介護に関する入門的研修事業実施要綱」に基づき実施すること。

(2) 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、県に提出すること。

報告の際には、アンケートの集計・分析により効果の検証を行うものとする。

(3) 問題が発生した場合は、県及び関係者と連携し、迅速かつ誠実に対応すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ 木内

電話：087-832-3267

(別添)

研修内容及び時間数等

研修科目		時間数	研修内容	講師要件
基礎講座	介護に関する基礎知識	1.5	○介護に関する相談先(市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所) ○介護保険制度の概要(サービスの種類、利用手続き、利用者負担など) ○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要(介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど)	次の要件のいずれかに該当すること。 ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・介護福祉士、保健師で、5年以上の実務経験を有する者 ・看護師で、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務経験を有する者 ・施設管理者(施設長資格認定講習受講者)で、制度の指導的運用・解釈に関わる者で、1年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
	介護の基本	1.5	○介護における安全・安楽な体の動かし方(ボディメカニクスの活用) ○介護予防・認知症予防に使える体操(介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介)	
入門講座	基本的な介護の方法	6	○介護職の役割や介護の専門性 ○生活支援技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法)	次の要件のいずれかに該当すること ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・医師、保健師、看護師で、5年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
		1	○介護職の役割や介護の専門性 ○老化の理解(老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など)	
	基本的な介護の方法	2	○介護職の役割や介護の専門性(認知症の理解)	次の要件のいずれかに該当すること ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・医師、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、精神保健福祉士で、5年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者

研修科目		時間数	研修内容	講師要件
入門講座	基本的な介護の方法	1	○介護職の役割や介護の専門性(障害の理解)	次の要件のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・医師、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士で、5年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
	認知症の理解	4	○認知症を取り巻く状況(認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など) ○認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化 ○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識 ○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方	次の要件のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・医師、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、精神保健福祉士で、5年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
	障害の理解	2	○障害の概念や障害者福祉の理念(ノーマライゼーションやICFの考え方) ○障害特性(身体、知的、精神、発達、難病等)に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方	次の要件のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・医師、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士で、5年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
	介護における安全確保	2	○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に関する知識	次の要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者(大学、専門学校等における当該分野の研究者・教員等) ・介護福祉士、保健師で、5年以上の実務経験を有する者 ・看護師で、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務経験を有する者 ・施設管理者(施設長資格認定講習受講者)で、制度の指導的運用・解釈に関わる者で、1年以上の実務経験を有する者 ・上記要件に準ずると認められる者
合計時間数		21		